

第5章 計画の推進のために

第5章 計画の推進のために

本計画では、現在の子どもや子育て家庭のおかれた状況や、ますます進む少子化の状況を踏まえ、計画内容の着実な実行が必要とされます。そこで、以下のとおり計画を推進していきます。

1. 計画の推進体制の整備・推進

(1) 市民参加の推進

本計画に掲げる基本理念の実現にあたっては、住民各層や企業、子育て関連団体等の幅広い参加が必要となります。そこで、引き続き、住民、企業、関係機関、有識者、行政などをメンバーとする「次世代育成支援行動計画推進委員会」（以下「推進委員会」）を開催し、地域全体で次世代育成に取り組んでいきます。

(2) 庁内推進体制の整備

総合的な子育て支援策の実行に向けて、本市の総合計画をはじめ、他の部門別計画との整合性を保ち、庁内各部門の連携体制を確立するため「次世代育成支援行動計画推進庁内会議」（以下「推進庁内会議」）を開催して、子どもや子育て支援に関わる福祉、保健、教育、労働、建設など多くの分野でのネットワークの構築を進めます。さらに、全庁的な体制のもと、各年度においてその実施状況を把握・点検しながら、計画の推進を図っていきます。

【個別事業】 前期計画からの追加事業、重点事業、拡充する事業

	事業名等	事業内容	現状(H21)	目標(H26)	推進主体
144	次世代育成支援行動計画推進委員会	次世代育成支援に関わる関係者・関係機関により、各年度の実施内容(後期)の点検及び意見交換を行う。	実施	継続	社会福祉課
145	次世代育成支援行動計画推進庁内会議	庁内における関係各課で構成し、本行動計画(後期)に基づく事業の実施状況の点検及び意見交換を行う。	実施	継続	社会福祉課

2. 子どもと子育て家庭を支える協働体制づくり

(1) 情報共有・情報公開の推進

計画策定後は、市の次世代育成支援対策について、ホームページや市の図書館での閲覧等を通して、広く市民への周知を図ります。

本計画に掲げた施策及び事業については、「次世代育成支援対策推進法」第8条第6項に基づき、毎年度実施状況を公表するものとされています。

本計画の実現に向けては、市民や地域社会を始め、企業や家庭、さらには各事業にかかわる子育て関連施設、学校、関係団体等と、行政が、今後さまざまな事業で協働する体制づくりが、より重要となります。

そのためには、計画の進捗状況などの情報を共有することが不可欠となりますので、毎年度計画の進捗状況について、把握・点検した上で、公表するものとします。

(2) 点検・評価・見直しの推進

子育てに関する情報共有のため、必要に応じて、「推進委員会」を開催し、計画の進捗状

況を把握・公表し、引き続き計画の推進に努めていきます。

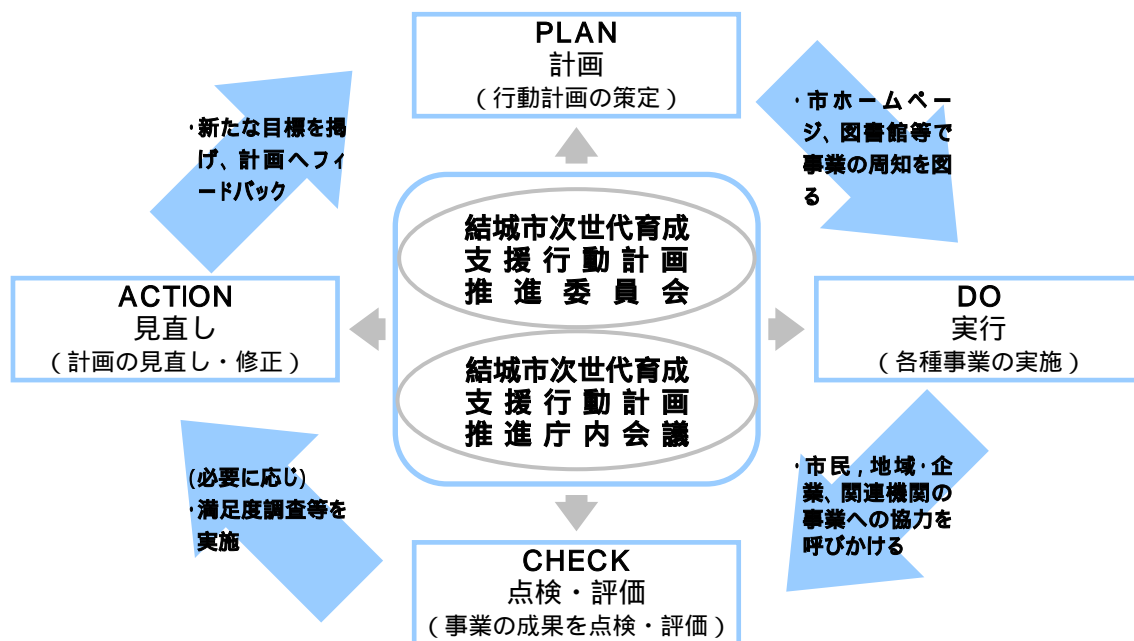
また、社会・経済情勢、市の財政状況等を勘案して、必要に応じて柔軟に見直しをすることとします。

見直しにあたっては、事業の実施状況を把握するとともに、「推進委員会」及び「推進庁内会議」が中心となって検討を行います。その上で、計画（PLAN） 実行（DO） 点検・評価（CHECK） 見直し（ACTION）のサイクルを確立し、状況に応じた柔軟で効果的な事業推進を図ります。

計画の点検にあたっては、必要に応じ、支援内容の理解度、認知度、利用度等を把握し、利用率を高めるための方策（満足度調査等）を検討し、施策に対する住民の満足度を高めるよう努めていきます。

【個別事業】 前期計画からの追加事業、 重点事業、 拡充する事業

	事業名等	事業内容	現状(H21)	目標(H26)	推進主体
146	実施状況の公表	市広報、市ホームページを通して、毎年度の計画の進捗状況を公表する。	実施	継続	社会福祉課



図：推進委員会、推進庁内会議が中心となって計画を遂行するPDCAサイクルのイメージ